

○二十番(指田保雄君)　よくわかって人ですが、行動計画ですが、もう少し私は、五年もあつたわけですから積極的な御答弁をいただけるんじゃないかと思つたんですが、昭和五十二年から市長会に對して婦人問題に関する連絡会議の設置、こういうことの議題も東京都から來てゐるわけではございません。また五十二年の二月に於ては、婦人問題に関する連絡会議が開催されて、以後定例的に開催されてゐると、このように東京都の行動計画には発表されてゐるんです。この中でやはりこの問題の重要性というものを担当者が感じてゐるかどうか。やはり福生市としても、こういったものを策定していかなければいけないんじゃないかという結論が出てきてゐるんじゃないか、私は、出てこなければおかしいんじゃないかと、このように思つてゐます。

それから、組織の方ですが、四回検討されたら、助役さんが一生懸命やつておられるようで非常に結構なことだと思います。やはり各部課からみれば出てきて検討していても、理事者側としてやういふものをまとめて実施に移すというふうな強い決意、姿勢というものがなければ、いかに議論をしても結局成果が出なかつた、こういうことになりまうと、そういった各部課から出てきた人にもやる気が

をなくしてしまつてしまふし、どうかその点は、出された結論については、勇断を持つて実行していただきたいと思つてゐます。「スクラップ・アンド・ビルド」または「サンセット方式」、こういった言葉がいま盛んに使われておりますが、行政事務だけでなく、行政機構の中にも当然これは当てはまってくる問題だと思つてゐるわけでございます。

こういったものを常に意識して行政というものを進めていかなければ、市民のためにはおくれた役所、やういふものになつてしまふと思つてゐます。常に市民とともにまた市民をリードして、やういふような役所にしていただきたい、このやうに思つてゐるわけですが、最後にこの点だけ、もう一回お聞きして終わりにしたいと思つてゐます。

○企画財政部長(生子国利君)　第一点の件につきまして、基本的には東京都の現在の体系等の推進、都と関連を持ちまして、市側としても、これらを協力というよりも、むしろこれらと連携を保ちながら進めていこう、ということ、御理解願ひたいと、このやうふうに考へております。

○助役(古谷徳男君)　指田議員さんの方から力強い、いまお話を承りまして、私どもも、なかなか、職員もやういふ、真剣に取り組んでゐるわけではございまして、どうしても人員の問題が絡んでくるやうな、いままでの過程の中であるわけでは

けれども、これらの、なるべく少ない人数で運営すべきであると、そういう基本問題をもってやっておるわけでございますが、それともう一つは、やはり行政の需要がくるる変わる時代でございますので、とりあえず目標といたしましては、実施計画が三年でございまして、三年はいい、長くても五年、そこから辺を目標に機構を考えて、こうと、こういうことでやってまいります。まだ、個々の詰め段階でございますので、なるべく早くまとめたと思いますけれども、そういう姿勢で取り組んでおりますので、いろいろまた御教訓、アドバイスもございしたららお願いしたいと、このように思っております。

○二十番(指田保雄君) なお努力して、こういう姿勢でございしますので、私の一般質問を終わります。

○議長(末次雅男君) 次に、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 私の一般質問をさせていだきます。

一点目に、虫歯予防について。

衣食足りて豊かな生活を営むと言われるように、人間が生活していく上で、

食事をすることを抜きには語れません。わが国における国民の口腔状態は、昭和五十四年度、厚生省の調査によると、虫歯の有病率は、乳歯では、三歳児八四・二%、六歳児九七・八%となり、そのうち二歳児の虫歯の九八%、五歳児の虫歯の八三%は未処置となっております。永久歯では、十四歳では九八%、十八歳では九八・二%、三十歳で九六%の有病率で、そのうち虫歯の治療が終わっているものは約二〇%にすぎません。

虫歯の原因として、砂糖の取り過ぎがあることは今日ではだれもが知っています。しかし、北政における年間砂糖消費量は、国民一人当たり四十キログラムから五十キログラムと、日本における三十キログラム弱と比較して大幅に多いにもかかわらず、子供の虫歯罹患率は半分にすぎないのです。その理由は、北政の国においては、国を挙げての口腔衛生思想の普及や早期発見、早期治療の努力と虫歯予防対策に取り組んできたからです。

虫歯にならないうために、歯科衛生知識の普及を徹底し、虫歯の早期治療を行政として行う必要があると思います。

まず、国際障害者年に当たり、

障害者や障害児の虫歯対策について

てお尋ねいたします。

健常な子供ならば、歯が痛ければそれを親に訴え、治療を求めます。しかし、障害者ではそうした能力がない場合があるのです。不きげんになる、奇声を挙げる、血が出るほど指をかむといった形で表現する子供たちもいます。痛くても痛いと言えない。当然のこと、一切の食物を拒否する。歯の病気がもとで貧血や腎臓、心臓の障害など、全身的にも重大な影響を及ぼすことがあるのはよく知られた事実です。先天性心疾患児などでは、たんに一本の虫歯からの細菌感染が、直接的にも生命に危険を及ぼすこともあると聞いております。

こゝろに、障害者や障害児の歯科問題は、大変重要な問題であるにもかかわらず、歯科医の善意によって支えられてきています。国際障害者年こそ立ちあわねられている障害者歯科医療を前進させることが必要と、私は考えます。市の事業として障害者、障害児の診療日を設けて、障害児、障害者と家族が気がねなく安心して受診できるように、思いやりのある血の通った施策が必要だと思いますが、市長の見解をお尋ねいたします。

第二に、学校給食後の歯みがきの励行についてお尋ねいたします。

虫歯の予防に一番効果的なのは歯みがきです。一日三回、食後三分以内に三分間かけてみがく方法がよいとされています。「歯は健康の見えろ」という言葉もあるように、歯の状態は体の健康と大いに関係があります。突き詰めれば、教育問題、学力や非行、心や体の発達の問題の根っこに横たわる問題でもあります。各学校で給食が終わった後、先生方に一声かけていただきますして、食べたらみがくという習慣をつけることを教育の一環とすべきと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

三番目、フッ素の塗布について。

虫歯予防は、個人的努力——歯みがきですが——だけでなく、十分に効果を上げるということで、フッ素の安全な利用方法の必要性が最近強調されています。フッ素の安全な利用方法というのは、フッ素で洗口したり、塗布をしたりするのですが、フッ素使用による副作用などについても研究されていますが、新潟県における三四％の施設で五万人による集団洗口の実施で、その安全性は認められています。世界保健機構でも一九六九年、本会議で水道水のフッ素

化と歯科衛生の決議を採決し、水道水フッ素化実施の勧告と、それが不可能な場合には、くすり防のための、ほかのフッ素化物応用の方法を検討すること、加盟各国に勧告するとしています。さらに、一九七五年、一九七八年にも再三勧告が決議されている状況です。

以上述べましたように、フッ素塗布が虫歯の予防になるということはすでに立証されています。現在、都の施策として保健所でフッ素の塗布がされていますが、全市的に行政として行うべきではないかと思えます。たとえば、乳幼児検診、小中学校の健康診断のときなどにフッ素を塗布するなど、歯科医、学校、その他の関係部門、施設が協力して子供の虫歯予防対策を推進する必要があります。とありますが、市長の見解をお尋ねいたします。

最後に休日歯科診療についてお尋ねいたします。市内には、歯科医も年々ふえてきております。痛くなる前に治療を受けろ、ということとは当然のことですが、まだまだ徹底されていません。そこで休日に歯が痛くなった場合、応急処置だけでもしてほしいと、休日歯科診療を求め、市民の声は数多くあります。現在行われています休日診療の中に歯

科も診察すべきではないかと考えますが、市長の見解をお尋ねいたします。

二点目、保育行政についてお尋ねいたします。

昭和五十六年度当初予算の中に、保育料改正専門委員会が設置される予算が組まれています。これは実質的には保育料の値上げが検討される委員会となります。保育所の保育サービスは、子供を持った両親が共働きの場合や、病氣療養が必要な場合、あるいは家族員の病氣や障害などの介護が必要な場合、また、片親家庭である場合等々と、要するに家庭が保育に困難な、いわゆる保育に欠ける子供に対して行われるものです。したがって、それは保育に欠ける子供とその家族にとっては、市民生活を維持する上で不可欠のものであり、憲法二十五条と児童福祉法によって、その受給する権利が承認されていると同時に、国及び地方自治体にその公的給付が義務づけられているものです。このような公的給付としての性格からすれば、保育サービスへの反対給付としての性格を持つ保育料は、サービスに要した費用、つまりそのコストの回収を目的とする必要はありません。むしろ保育料は、保育サービスに要するコストを下回った価格で設定しない限り、公的給付として義務づけに意味はあ

りません。こういう点から考えて、私は保育料というものを検討すべきではないかと考えます。

これから設置される専門委員会についてお尋ねしてまいります。予算上では八名となっておりますが、八名にした根拠。専門委員の選出方法について、その他として、広く市民の意見を聞くことの一つとして、公聴会なども行う必要があると思っておりますが、その考え方について、市長の見解をお尋ねいたします。

以上の点で、私の一般質問いたします。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 原議員さんの御質問にお答えいたします。

障害児の虫歯対策でございますが、障害児に対する虫歯診療は、障害の程度により種々ございます。精神的な障害児や重度な障害児等は、医療処置上困難なものがございます。通常の施設では困難ではないかと思っております。施設の整った総合病院で行うのがいいんではないかと思っておりますが、都立病院においては実施されているようでございます。

いずれにいたしましても、今後、この件については努力していきたいと考えております。

学校給食後の歯みがきの件は、教育委員会でお答えいたします。

フッ素の塗布についてでございます。

福生保健所では一月に一回、親に対する虫歯予防対策の一環として虫歯予防教室を開催しております。さらに別の日に予約制によりフッ素の塗布を行っております。虫歯予防対策は、行政としても方法を講じなければならぬが、それ以前の問題といたしまして、ふだんから各家庭における子供へのしつけや指導が大切ではないかと思っております。毎日、最低でも朝、夜の食後には歯みがきをさせることが重要だと思います。フッ素の塗布については、従来から学童の間でも意見が分かれるところですが、国際保健機構では、フッ素塗布は効果があるとの結論が出ております。フッ素については塗布する方法と液体にする食後のうがい等によっても効果があると言われており、現在実施している学校もございます。歯科医師会の考え方、あるいは西多摩地区歯科医師会の関係もあるので、さらに検討したいと考えております。

次に、休日歯科診療についてでございます。

休日における歯の緊急処置として、休日歯科診療所があればどんなにか

安心していただけるかと思ひます。市民の安全対策として、過去にも何人かの議員さんから問題に対して御心配をいただきました。御質問をいただきましたが、内科と歯科と同一的に考えることもできませんし、その必要性は十分認識しておりますが、あくまでも相手のあることでございまして、これからも市民からの要望が強いことを歯科医師会の先生方にお話し申し上げ、御理解をいただきたいと思います。

ただ、現在、福生市独自の歯科休日診療は実施されておりませんが、東京都が実施主体となり、都歯科医師会に委託して、休日歯科診療については西多摩地区歯科医師会が一つになって、毎休日、西多摩地区に二カ所設置しております。当市におきても、数人の歯科医が当番に当たって実施しております。これからの機会を見て市の考え方を医師会の先生方にお話し申し上げ、御理解をいただくべく努力してまいりたいと考えておりますが、しばらくの間、当市だけの実現は不可能と考えております。

保育料についてでございます。

本市におきましては、福祉充実の一環として保育行政を重要な施策として積

極的に推進してまいりました。今後も特例保育等により一層の充実を目指して、できる限り努力してまいりたいと思ひます。その具体的実施を図るため

には、保護者の皆さんからの適当な負担をしていただく必要がございます。そこで財政問題検討委員会を設置し、行政事務全般にわたる使用料、手数料等の適正化の検討を命じ、特に保育料については改定方向での意見が出され、専門委員会に諮問いたし、調査していただくことを考えております。

専門委員の委嘱については、前回、昭和五十一年のときを参考にいたしました。委員をお願いいたし、答申をいただきました。昭和五十七年度から改定していただくことを考えております。

公聴会等については、現在のところ考えがございません。

答弁とさせていただきます。

○教育次長（八木房雄君） 自席から補足の御答弁をさせていただきます。

小中学生の虫歯の関係でございますが、歯みばきというふうなお話でございますが、たまたま本月は、「歯の衛生週間」ということでございまして、十日まで衛生週間でございます。それで私も、各小中学校におきましては、児童生徒に対しては

各学校におきまして、いろいろ工夫をこらしまして、歯みがき方並びに歯の衛生についていろいろとお話をしている現状でございます。朝夕の歯みがきについては、特に実施するようにと、いま現在指導しております。今後ともそのように指導をしていくというところでございます。

給食後の問題につきましては、現在、これは時間的な問題でございます。学校給食におきましては、飯に第一小学校の例で申し上げますと、大体給食そのものにつぎは四十分が適当とされております。その中におきまして、手洗いが五分、それから準備に大体十分、食事に二十分、後片づけに十分で、大体四十分にはあつたわけでございまして、そこで歯をみがかせようとする、手洗い場と申しますか、その手洗い場等におきまして、児童、生徒が行うとすると、相当の時間を要するわけでございまして、できるだけ子供たちは口をゆすいだりしてあります。いずれにしても、次の子供たちが遊びたいということですか、校庭で十分遊ばせてあげたい。その中には子供たちの昼休みの伸び縮みをした、身体を動かすこととか、人間関係の大切な時間でございまして、それから、午後の授業にも支障を来すというふうな関係もございしますので、学校としては、

朝夕の歯みがきをするようにというところでやっておりますので、現時点においては、そのような状況でございしますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○福祉部長(田村忠雄君)

自席から市長の補足の答弁を申し上げます。

専門委員の八名に根拠という御質問でございますが、御承知のようには、専門委員につきましては、地方自治法の規定に基づきまして市の規則で定められているわけでございます。十人以内となっております。それで、前回八名でお願いした関係で、一応八名をお願いしたいと考えておるわけでございます。

それから、選任根拠につきましては、先ほど市長が申し上げましたように、まだ目下検討中でございます。公聴会につきましては、この公聴会と申しま

すのは、原議員さんも御承知だと思いますが、自治法で公聴会というのは、議決機関でございます。いわゆる常任委員会あるいは特別委員会が学識経験者の意見を聞く会が公聴会でございます。執行部では公聴会というものは開催できないわけでございます。したがって、公聴会は開けません。

なお、公聴会というところでございしますが、公聴会というものでまいりますと、やはり世論調査とかアンケート、モニター制度というところで公聴会というものがございま

すが、一応専門委員で御検討願って、それを保護者等にはPRはしてまいりますが、公聴会ということは、市長もおっしゃいましたとおり開催いたしません。

○議長(末次性男君)　それより十一時まで休憩いたします。

午前十時四十九分　休憩

午前十一時一分　開議

○議長(末次性男君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○十一番(原　敏子君)　それでは自席から再質問させていただきます。

虫歯の問題ですけれども、障害者の虫歯の対策についてなんです。これは医療上困難があるというのは、やはり障害の程度によって身体障害者の方たちの場合ならそんなに問題はなさそうだけれども、そうじゃない方たちという点では、いまいろいろなところでは歯科麻酔の専門のお医者さんも出てきていますし、そして行政ではできないというふうには市長が答弁されましたけれども、神奈川県、川崎市では、市の事業として障害児、障害者検診日を設けているわけです。先ほど私から述べましたけれども、これは中原の市民会館の中に歯科診療所を設置して、障害者診断を進めているわけです。いま市長は、都立病院で実施しているのと、いうことですけれども、これは都立病院でいま実施しているから、福生のそういう方たちは、希望者があれば漏れなく見ていただけるような、これは市の方で仲介の労が何かとっていただけるのかどうか、そこをちゃんと聞き取りたいと思います。

当然私は、国際障害者年の一環としてお聞きしているわけですが、国際障害者年のいろいろな施策を考えておられるんだろうと思いますが、やはり健康の源である歯の問題も国際障害者年の一環としてこれからどういふふうに考えられていくのか、これについて考え方を聞かせていただきたいと思います。

それと学校の給食後の歯みがきの励行ですが、確かに学校給食の時間、学校の子供たちの時間割りというのは非常にびっちりしてありまして、なかなか大変だということは十分承知しています。そして手洗いの場も狭いということも承知しておりますけれども、私は学校の先生方が給食が終わった後、せめて虫歯予防デーが六月四日にありまして、さっき言われましたように、歯みがきの指導などもやっているわけですから、給食を食べた後も歯をみがきましようという一声をかけていただければ、私はみがきたい子供は、言ってみれば大きな顔をしてみがけるんじゃないかと、このことなんです。子供の心理的な状況からいいますと、歯ブラシを持って学校へ行きたいというふうには思っていますけれども、なかなかそういう中で、高学年になって歯をみがいていきますと、子供の中でいろいろな意見が出るわけですね。ですから学校の先生方の中で、一日三回食べたら

歯をみがきましようということを、口だけでなくて、さあ給食が終わったからみがきましようというふうに声をかけていただければ、私は全児童がみがかなくても、そのうち何割かはみがくような習慣がつくのではないかと、このように考えています。これというのは、保育園の時代には、先生が子供たちに保育園の給食の後には歯をみがかせていたわけです。それが学校に行きましてから歯みがきのそういう習慣がなくなってしまう。それが、ひいては朝晩の家庭でというふうに言われまして、朝晩のその習慣が、食べたらみがくというのが、学校へ行っている時間にも崩れてしまうということが実際にはあるわけです。そういう点では、習慣を徹底させるためにどうしてもこれはしていただけない。別にお金のかかるわけでもなし、先生の手を汚すわけでもなし、これはもう先生方の教育の一環としてやればできるのではないかと、このように考えています。その点ちょっと答弁してください。

それとフッ素の塗布ですが、何かよくあるんですけれども、各家庭における歯みがきの励行が必要だというふうに市長はさっき言われたんだと思いますけれども、フッ素の塗布については、先ほどの答弁でもありました

ように、もうフッ素というのは何年か前はいんだとか悪いんだとかということか言われまいけれども、いまではもうフッ素というのは虫歯を予防するという、副作用もそんなはないということがはっきりしているわけです。いま保健所でやっているのは三歳児までの子供たちですね。この子たちが希望者にて素を塗布するというように形で、しかも予約制で、言ってみれば枠があるというには考えておりますけれども、そういうことではなくて、せっかく行われる都の保健所の施策ではなくて、市で健診をやっていますね。そういうときか学校の健康診断、あれは病気を見つけて早期に発見、早期治療のためにあめり健康診断がやられていると思えますけれども、歯の場合も、言ってみれば日本脳炎の予防注射と同じような形で、素の塗布という形で、歯の虫歯の予防という形でやっていただけではないかというふうに私は考えています。

歯科医のこともあるというふうにさうさ市長言われまいけれども、これは歯科医のことというとはどういふことなのかよくわからないのですけれども、私は行政として福生の子供たち、教育委員会が日本脳炎やツベルクルン

の予防接種するのと同じように、やはりこれは必要だというふうな堅い意思を持っていただければ、歯医者さんはもう素を塗布するということは危ないなんて考えている歯医者さんは少ないでしょうから、協力していただければいいかと思いますが、そこの市の考え方ですね。市長さんにさうとこれは聞きにくいのですけれども、素を塗布して虫歯の予防をする気があるのかなのかというのと失礼ですけれども、そういうことをさうと聞かせていただきたいと思います。歯医者さんが云々ではなくて、市として福生の子供たちに健康な生活を送らせるという点でどうなのかということですね。

それと休日歯科診療です。

西多摩で一軒、歯医者さんで休日によつてもらえるということですが、西多摩に一カ所というところ、檜原まで西多摩です。非常に距離が遠いわけですね。しかも今週はこの自治体のこの歯医者さんが休日歯科診療をやっているというところは、余りアスされてないんじゃないかというふうに思っていますけれども、とりあえず市長も必要性は十分感じておられるとあつていただいておりますので、